

一橋大学附属図書館時計台棟コモンズ利用要領

平成 24 年 10 月 1 日

改正 平成 31 年 3 月 15 日

改正 令和 2 年 2 月 10 日

附属図書館長裁定

(目的)

第 1 条 この要領は、一橋大学附属図書館（以下「図書館」という。）が設置する一橋大学附属図書館時計台棟コモンズ（以下「コモンズ」という。）の利用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(利用の範囲)

第 2 条 コモンズは次の用途に利用することができる。

- 一 個人学習、グループ学習
- 二 図書館が主催するセミナー、講演会等
- 三 その他、附属図書館長（以下「館長」という。）が適当と認めるもの

(利用者の範囲)

第 3 条 コモンズを利用することができる者（以下「利用者」という。）は、次のとおりとする。

- 一 一橋大学（以下「本学」という。）の学生及び教職員（IC チップを搭載した本学の学生証又は職員証を所持する者に限る。）
- 二 館長が特に必要と認めた者

(利用可能日及び時間)

第 4 条 利用可能日及び利用可能時間は次のとおりとする。

- 一 第 2 条第一号及び第二号に基づく利用：授業期は平日の午前 8 時 40 分から午後 8 時まで、休業期は平日の午前 8 時 40 分から午後 5 時まで。ただし、図書館の開館時間に合わせることもある。
- 二 第 2 条第三号に基づく利用：平日の午前 9 時 30 分から午後 4 時 30 分まで。ただし、館長が特に認めたときはこの限りでない。

(利用許可、受付)

第 5 条 第 2 条第一号に基づきコモンズを利用するときは、特に許可を必要としない。第二号及び第三号に基づきコモンズを利用するときは、利用責任者（本学教職員に限る。）が利用日の 1 ヶ月前から 1 週間前までの間に一橋大学附属図書館時計台棟コモンズ利用申

込書を館長に提出し、許可を受けなければならない。館長は申し込みを適当と認めたときは、必要な条件を付して使用を許可する。

(利用許可の取消等)

第6条 館長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第5条に基づいて利用を許可した後であっても利用の許可を取り消し、又は利用を中止させることができる。

- 一 管理上支障があると認めたとき。
- 二 利用者がこの要領及び許可条件に違反したとき。
- 三 申請書に記載された事項が事実と異なるとき。

(利用物品)

第7条 利用者は、コモンズの備品類を所定の手続により利用することができる。

(利用者の遵守義務)

第8条 利用者は、次の事項に留意しなければならない。

- 一 室内で火気を用いないこと。
- 二 利用後は直ちに利用前の状況に復するものとし、施設及び設備・備品等を損傷し、又は滅失したときは、利用責任者はこれを補修し、又は弁償しなければならない。

(事務)

第9条 コモンズの管理運営に関する事務は、関係係の協力を得て学術・図書部学術情報課利用者サービス係が行う。

附 則

この要領は、平成24年10月1日から平成25年3月31日まで試行し、見直しを行うものとする。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から実施する。

館 長	部 長	課 長	課長代理	情報サービス係		受付： 年 月 日
				係長	担当	
						決裁： 年 月 日

年 月 日

一橋大学附属図書館時計台棟コモンズ利用申込書

一橋大学附属図書館長殿

申込者氏名：

所属：

連絡先番号：

一橋大学附属図書館時計台棟コモンズを下記のとおり利用したいので、申し込みます。
 なお、利用にあたっては、一橋大学附属図書館時計台棟コモンズ試行利用要領を遵守いたします。

記

1. 利用目的：

※ 概要，プログラム等の内容及び日程が分かるものがあれば添付してください。

2. 利用日時： 年 月 日（ ） 時 分から
 年 月 日（ ） 時 分まで

※ 利用時間には，準備及び後片付け等の時間を含みます。

3. 利用予定人数：

4. 利用機器：

※ 記入いただいた情報は，ご本人の確認，図書館からの連絡に利用いたします。他の目的に流用することはありません。

年 月 日受付 （担当者： ）